

## ■ (イ) 能力育成教育

対象活動	選手又は選手であった者が将来に向けて、職業や実生活に必要な知識や能力を育成するために受ける学校教育（学校教育法第1条に定める大学、高等専門学校及び同法第124条に定める専修学校における教育）
対象者	原則として、以下のいずれかを満たし、JOCにおいてNFと協議の上、推薦のあった者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ JOCがエリートA若しくはエリートBに認定した選手又は選手であった者</li> <li>・ スポーツ功労者顕彰、オリンピック競技大会優秀者顕彰、オリンピック競技大会入賞者等表彰、国際競技大会優秀者等表彰、ユースオリンピック競技大会優秀者等表彰のいずれかの受章者</li> </ul>
対象期間	原則として2か年度以内（交付の申請は事業年度毎）
対象経費	入学金・授業料等 ※個人の研究に係る費用は対象外 ※修士課程、博士課程等の履修教育機関に応じた限度額あり

### 対象となる学校教育の例

- 競技活動と並行して、将来のキャリア（指導者・教員・研究職等）のため、大学院等に進学する。
- 競技引退後、将来のキャリア（指導者・教員・研究職等）のため、大学院等に進学する。

### 専攻分野の例（過去実績）

- コーチング、トレーニング科学、スポーツマネジメント、スポーツ社会学、教育学、栄養学 等

※ 他の奨学金や学費免除の対象となっていない学校教育については本助成の対象外です。

※ 進学後（例：修士課程2年目～、博士課程3年目～）の申請も可能です。

※ 助成対象者は年間30日以上、スポーツに関する社会貢献活動を行っていただく必要があります。

## よくある質問（能力育成教育）

### Q：助成金に上限額はありますか。

→ 履修教育機関に応じて、以下のとおり限度額を定めています。

大学・大学院（修士）1,920,000円、大学院（博士）2,160,000円、大学院（専門職学位）2,400,000円、短期大学・高等専門学校・専修学校 1,680,000円

### Q：助成金はどのように算定しますか。

→ 全て実費弁償となります。主な対象経費は入学金や授業料となりませんが、通学費（授業期間中）や、履修教育機関から指示された場合に限り、教科書代といった消耗品費等も対象となります。ただし、個人の研究に係る経費（学会参加費や論文投稿費用、研究備品費等）は対象外です。

【算定例】入学金（実費）200,000円 + 授業料前期・後期（実費）500,000円×2 = 1,200,000円

### Q：年間30日以上実施しなければならぬスポーツに関する社会貢献活動とはどのようなものですか。

→ 活動内容に指定はありませんが、スポーツ教室や講演会、スポーツ指導といった活動を行われる方が多いです。

### Q：助成対象者に該当しているかどのように調べればよいですか。

→ エリートA・Bに該当するかどうかについては、JOCへお問合せください。顕彰・表彰については、各顕彰・表彰規程をご確認ください。対象者層としては、オリンピック・世界選手権のメダリストや連続入賞の選手、ユニバーシアード・アジア大会・ジュニア世界選手権優勝者、ユースオリンピックメダリスト等となります。